

日本の選挙干渉雑記（その一）

前田英昭

はしがき

- 一 第二回総選挙（明治二十五年）
- 二 第十二回総選挙（大正四年）（以上、本号掲載）
- 三 第十三回総選挙（大正六年）
- 四 第十六回総選挙（昭和三年）
- 五 第十七回総選挙（昭和五年）
- 六 第二十回総選挙（昭和十七年）
- 七 第二十二回総選挙（昭和二十一年）

はしがき

いわゆる選挙干渉とは、そのような一定の犯罪行為があるわけでもないから、極めてあいまいな言葉である。「政治学事典」（平凡社）によれば、選挙干渉は、「公的権力による政治的反対者の選挙運動・当選に対する直接の干渉行

為をいうが、広義には国民の選択意思を一定の方向にあらかじめ誘導するためにとられる間接的干渉も含む。間接的干渉の例としては、①選挙法などによる合法的制限、②マス・コミュニケーションによる誘導、③選挙肅正運動や公明選挙運動などによる選挙人のえせ自発性の利用、④選挙人の勧誘・買収・妨害行為の黙認、⑤政党、ボスへの資金撒布、政府各補助金の選挙前撒布などの資金操作による干渉などがある」と定義されている。ほぼ同文は、「日本大百科全書」（小学館）に三橋良士明の名で掲載されている。

また、「日本史大事典」第四巻には、「国や地方公共団体が、政治的反対者の選挙運動に対し、組織的に妨害行為を行い、選挙の公正をそこなう行為である。選挙干渉は、特定政党及び候補者の競争条件を合法非合法の手段によつて悪化させて当選を困難にすることにより、選挙結果を政府与党に有利にしようとするものである」（川人貞史）。同氏によると、外国の選挙干渉は、一九四八年及び一九五二年の大韓民国の総選挙、その他ベトナムや軍事独裁国における総選挙、十九世紀後半のドイツにおける社会主義鎮圧法 *Sozialistengesetz* に基づく選挙干渉、アメリカ及びイタリアなどにおける選挙法に基づく合法的制限の形をとった干渉などが選挙干渉の例として挙げられている（平凡社「世界大百科事典」）

これらの定義を要約すると、選挙干渉とは、公権力の行使に携わる（特に行政府にある）者が、選挙に関して、合法非合法を問わず、あらゆる手段によって、組織的に、与党議員を有利に、野党議員を不利にするための行為と考えられよう。

直接的干渉の例としては、明治二十五年（一八九二年）の第二回総選挙、大正四年（一九一五年）の第十二回総選挙、大正六年（一九一七年）の第十三回総選挙、昭和三年（一九二八年）の第十六回総選挙、昭和五年（一九三〇年）の第

十七回総選挙、そして昭和十七年（一九四二年）の第二十一回総選挙が挙げられるであろう。

直接的干渉は、今日、我が国を初め、他の多くの国でも見られなくなつたが、間接的干渉は、合法的な形をとつて行われるだけに、今日でも多くの国で見られるようである。例えば選挙において優等生のイギリスにおいて次のようなことが合法的買収の例として紹介されている。

「もしわが党が勝てば、しかじかのことをする」とマニフェストで約束し、それを餌に票を獲得することである。この方法は、票を買った後に、選挙に勝つて、そのあとで餌が与えられるという意味で先物的買収法であるが、選挙に勝つかどうかは不確実であるから、この方法で買収されたとしても餌が得られるかどうかは不確定である。

次の合法的買収は「現物的買収」と呼ばれるものである。それは現に政権を握っている与党しか行えない。選挙前に減税したり、財政支出をしたりして、ある種の色帯に恩恵をほどこしてしまうことである。このような現物的買収をマニフェストによる先物的買収と組み合わせれば、与党の買収は、野党の不確定な、単純な先物的買収よりも、はるかに強力であろう。サッチャーが三連勝した背後には、この種の手が巧みに、しかも非常に革新的に使われていたということを忘れてはならない。」

（森嶋通夫「サッチャー時代のイギリス」岩波新書）

選挙が競争であり、しかも他の競争に比べて最も重要な、最高の権力にかかる競争であるために、このような間接的干渉は、あらゆる合法的な仮面のかげにかくれて、今後も、形を変え、増加こそすれ、決してなくなることはないであろう。直接干渉がなくなつて、選挙干渉は死語のようになつたが、イギリスに関して挙げられている間接的買収の例を念頭に置くと、我が国でも選挙のたびごとに必ずといつてもいいほどそのような間接的干渉の例は見られる。それは合法的に行われるから、かえつて恐ろしい。

日本国憲法は前文の冒頭で、「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」すると規定している。干渉のないことは「正当な選挙」の一つの証拠であるが、何らかの間接的干渉が選挙につきものだとなると、間接的干渉を無視できない。「正当な選挙」とは一体どういうことなのか。直接的干渉と間接的干渉とを実際に区別できるのであろうか。こういう問題を考えるために、選挙干渉がどういう実態だったのかを知らなければならぬ。しかし、選挙干渉と言われるものは、表向き行われるものでないから、その実態は見えにくい。見えても、氷山の一角のようなもので、正確な実態を決してあらわすものではない。このような観点から、選挙干渉の原点とも言うべき過去の実態を少しでも知りたいと思いながら、選挙干渉に関して論ぜられた論文その他の資料を抜き書きしたのをまとめたメモが、今回の研究ノートである。

一 第二回総選挙（明治二十五年）

〔解散〕

明治二十四年十二月、第二回議会では民党（野党を意味する）は、結束を固めて、「政費節減」「民力休養」を大義名分にして、松方正義内閣が提出した予算のうち、軍艦製造費、製鋼所設立費等政府要求予算の一割近くを予算委員会で大削減した。政府はこの査定案に不同意であつたので、政府と民党とは正面衝突した。特に海軍が要求した軍艦製造費と製鋼所設立費を衆議院が削つたことは、海軍の強い反発を招いた。樺山資紀海軍大臣は、海軍を代表して、その不満を、明治二十四年十二月二十二日、衆議院本会議における予算審議の際に、削減まかりならぬと次のように強調した。

現政府ハ此ノ如ク内外国家多難ノ艱難ヲ切抜ケテ、今日迄來タ政府デアル、薩長政府トカ何政府トカ言ツテモ今日國ノ此安寧ヲ保チ、四千万ノ生靈ニ関係セズ安全ヲ守ッタト云フコトハ、誰ノ功力デアル（笑声起ル）甚タ……御笑に成ル様ノ事デハゴザイマスマイ、ドレ程殞レ且ツ廢疾ニ成リ、実ニ泉下ニ対シテ我輩死ンダ時ニハ面目ガナイ、夫ニ依ツテ今ノ即チ此軍艦製造費、此製鋼所設立ノ件ニ就イテ、此ノ如キ理由ヨリ削除シタト云フコト成レバ、本大臣ニ於テ不満足ニ考ヘル、他ニ理由ガアレバ宜シイ、能ク御分リニナリマシタロウ

このように豪語した海軍大臣の演説（後に蛮勇演説と言われる）は、民党をひどく刺激・激昂させ、妥協の道を失わせた。政府の反対にもかかわらず、衆議院が予算を修正可決したため、松方首相は、将来を考えない無謀な議会に国事を任せることができないとして、天皇に奉上の上、衆議院を解散した。この解散については、後藤象二郎、樺山資紀、海軍大臣、高島鞆之助、陸軍大臣と争つた。

翌明治二十五年二月十五日、第二回の衆議院議員総選挙が行われた。その際、政府が民党打倒のために思い切つてとつた選挙干渉が世に言われる選挙大干渉である。選挙の結果は、政府の干渉にもかかわらず、吏党の敗北に終わつた。選挙担当者の品川内相は責任をとつて内相を辞職した。その後なお引き続く議院内外からの責任追及の動きに抗し切れず、七月三十日、松方内閣は総辞職した。

〔選挙干渉の背景〕

まず、この選挙干渉を理解するために必要な背景を見ておく。

第一に、当時は、藩閥と政党の対立の時代であり、超然内閣の時代であつた。わが国的第一回総選挙では、内閣が「超然主義」をとつていたから、選挙干渉は必要であつた。議会運営の経験から、政府は議会に御用党員を大

量獲得することが国政の運営にとつて望ましいと考えるようになつたから、政府は第二回総選挙において干渉に乗り出したのである。それは「超然主義」のみずからの否定であり、議会政治への接近を意味するが、議会政治を否定する暴力的な選挙干渉によつてそれを行つたがゆえに、非議会的行為とされたのである。

第二に、当時の選挙制度は選挙干渉を比較的容易にした。選挙は、原則、小選挙区制で行われ（二一四区）、少数激戦であつた。有権者の数は、全国で四十三万四千五百九十四人と極めて少なかつた。例えば東京府下の場合、最小はわずか五十一票で当選でき、最大でも六百八十八票で当選できた。

投票は、無記名の秘密投票ではなくて、記名投票で行われた。選挙人は投票用紙に候補者の氏名とともに、自分の住所氏名を書き、押印した。そのため、投票者の候補者側から受ける心理的影響は大きい。投票日の二日前の読売新聞は、「選挙に関する暴行は記名投票に起因する」と題する社説を掲げた。

また、選挙運動に関する規制は極めて少なく、選挙運動費用は無制限であり、戸別訪問は自由であり、酒食による饗応も選挙当日に禁止される程度の制約であつた。

第三に、選挙運動を圧迫することができる法的根拠が整備されていた。集会及政社法（明治二十三年制定）によれば、政治集会を開く場合には四十八時間前に届け出なければならず、開会後も警察官は集会を臨監し、中止・解散させることができた。

保安条例（明治二十年制定）によれば、集会は、警察官が必要と認めるとき、これを禁止することができたし、新聞紙その他の印刷物は、内閣が治安を妨害するおそれがあると認めるときは、これを禁止することができた。

予戒令は、明治二十五年一月二十八日、第二回総選挙のために勅令で制定されたものであり、公共の安寧秩序を

保持するため、地方長官が命令を発することができた。

第四に棄権率について見ておく。

明治二十三年の第一回の総選挙では、棄権率は、全国を通じて有権者の六・一%であり、今回の第二回総選挙では八・三%であり、全国平均では、棄権率はそれほどふえていないが、かなり高率の県があった。例えば石川県第一区では、有権者二、七二二人のうち、棄権者は七四八人、棄権率は二七・五%という高率であった（その他無効一五七人）。これは選挙干渉の結果と見ることができるが、選挙干渉のために投票率が下がったとは必ずしも断定できない。例えば全国で最も選挙干渉の激しかった高知県全県では、有権者四、六九四人、棄権四二一人、無効七人で棄権率は案外少なく、九%であり、投票のやり直しました第二区でも、この数字はそう変わらなかつた。干渉がかえつて県民の奮起を促すこともあつたと考えられる。

〔干渉の責任者〕

次に、選挙干渉の責任者は誰か。選挙干渉の背後に明治天皇の意向が働いていたかどうか。^(注)坂野潤治「近代日本の出発」（『大系日本の歴史』一三巻）によれば、天皇が伊藤博文や松方首相に選挙干渉を命じたにひとしいとされる。佐々木隆「明治天皇と立憲政治」（福地惇、佐々木隆編「明治日本の政治家群像」所収）によれば、天皇が民党の議席減少を望んでいたことはあっても、県知事による投票誘導など具体的方策を指示していたとは考えられないとされる。仮に天皇が干渉を命じたとしても、君主無咎責の原則（明治憲法第五十五条）により、その責任は各國務大臣が負わなければならぬから、その責任は松方首相にあり、実質的には選挙担当の品川内務大臣にあると考えられる。内務大臣の下にあって選挙を統括したのは白根専一内務次官である。白根は、品川と同じく長州出身であり、松方首

相、高島陸相、樺山海相の薩摩派に対して、地位こそ低い次官であつたが、山縣系の代表者で、松方内閣の実力者の一人であり、官僚の逸材であつた。解散から選挙までの間、品川内相は病床にあることが多かつたとされるから、選挙の采配は主として白根が振るつていたものと思われる。

干渉に関しては、内務大臣・次官→知事→市長・郡長→町村長→有力者の系統と、警察力を使用する系統があつた。警察を主管したのは警保局長の小松原英太郎であり、主事は大浦兼武である。大浦は、後の大正四年の選挙干渉の際にも責任者として登場する。既に触れたように、解散の直接のきっかけは予算削減・樺山の蛮勇演説にあつた。樺山が同じ薩摩出身の高島陸相とともに松方首相を説得して長州出身の品川内相を動かしたと見られるふしもない。三宅雪嶺は、「加ふるに、高島、樺山等が品川をして極力選挙に干渉して議会を政府化せしめんと欲す」と述べている（「同時代史」二巻）。閣内では、後藤通相と陸奥農商務相は、選挙干渉に反対したと言われる。このようないくつかの状況から判断すると、選挙干渉の責任は、内閣の首班としての松方首相にあることは言うまでもないが、直接的には品川内相にあると考えられよう。

〔内相の訓示〕

選挙干渉は、内相の訓示を初めとする中央からの系統的な指示に基づくものであるかどうか。これについては、佐々木隆氏は、その著書「藩閥政府と立憲政治」で、そうではないと指摘される。その根拠は、松方首相及び品川内相が、解散に当たつて、地方長官に宛てた内諭である。その内容は定かではないが、佐々木隆氏によれば、松方首相は地方長官に、政府支持議員が多数当選するよう投票誘導の努力を求め、品川内相は政府支持議員当選のための具体的の方策を指示したが、実力行使を含む選挙干渉を指示したものではないと推定されている。品川内相は、二

十四年十二月二十五日、府県知事宛てに次の訓令を発している。

今般衆議院ノ解散ヲ命セラレタルニ付テハ各選挙区人民ニ於テ或ハ喧噪紛擾ヲ來シ平素ノ業務ニ安セサルノ状況ニ至ルヤモ難計ニ付、精々鎮静ノ道ヲ尽スヘシ。又議員選挙等ニ関シ自然法律・命令ニ違反スル等ノ所為アルニ於テハ毫モ仮借スル所ナク嚴重ノ処置ヲ為シ以テ安寧秩序ヲ保持スルコトヲ務メラルヘシ

この「毫モ仮借スル所ナク」云々が実力行使を含む選挙干渉を指示したと誤解されたのであつて、その本意は、單に選挙に際して暴力の取り締まり励行を指示したにすぎない。この佐々木氏の解釈に従うと、なぜ世に言う流血の大干渉が行われたか疑問になる。これに対し、佐々木氏は、「極度の政治的緊張の下、知事の出自・立場・信条や地域的政況が複合的に作用した結果暴発的に発生した可能性が高い」とされている。

しかし、これにも疑問が残る。品川内相は、干渉の責任をとつて辞職した後、国民協会の幹部として、地方遊説の際に次のように述べたとされる。

第二議会の際、破壊主義の徒、暴横の議論を逞しうし、あえて天皇の大権を侵犯せんとし、ために衆議院は解散を命ぜられるに至れり。次に臨時総選挙を行うの際、余はあたかも内務大臣の任にあり、もし破壊主義の徒をして再び選に当たらしめば、国安を保持するに大害ありと認め、すなわちこの徒を斥け、忠良の士を擧げんがために凡百の手段を施して選挙に干渉せり。単に既往のみならず、将来同様の場合に再会せば、また必ずや選挙干渉を行い、神明に誓つて破壊主義を撲滅せんことを期す。

品川内相の指示は、推測されるところ、次の二点に要約される。(1)第一回議会以来、政府に反対してきた議員の選挙区では、これに対抗し得る有力者で、政府に賛成する者を候補者として選定し、地方官は極力これを応援すること。(2)政府反対の議員の立候補者に対しては、できる限り当選を妨害し、特にその有力者の当選を極力阻止する

こと。（高橋雄豺「明治警察史研究」3）

その当時、福井県知事であつた後の内大臣牧野伸顕の回顧録（第一巻）は、そのような趣旨で選挙干渉が行われたことを裏づける。

選挙干渉に就て当時の事情を述べておきたい。品川内務大臣は議会の解散後、特に地方長官を招集して解散の止むなきに至つた経緯を述べ、来るべき選挙に於ては、なるべく中正の人物を擧げるやう尽力して貰いたいとの大体の希望を熱意を込めて懇願された。（略）それで内務省の警保局から各地方官に対し、人事に就て具体的に色々の註文があつたやうで、福井県（第二区）では杉田（定一）が一番狙はれたやうだつた。私は帰県して早速郡長、警察署長を招集して大臣の訓示を伝えたが、候補者の指名などはしなかつた。又大体に於て選挙に就ては、県当局の圧力、特に警察力を手先に使用することは行政官として避くべきである旨を附け加へた。尤も、候補者に就ては各選挙区に於て候補者を物色するに当り、先方の内輪話も聞き、こちらの希望も述べて、職務を離れて銘々に個人として自分が適當と思う人物を内面に於て援助することは妨げなかつた。杉田に就ては選挙区有様から言つて、到底手の付けようがなく、他に一二の候補者が立つたように記憶するが、最初から物になるとは思つていなかつた。

福井県第二区 杉田定一 一二、一三一（当選）

吉田助右衛門 三五九
七一

牧野伸顕の回顧録にある品川の行つた「熱意を込めて懇願」とか「註文」に関連して、三宅雪嶺「同時代史」（第二巻）では次のようなコメントがつけられている。

品川は他の時代には名内相と呼ばれたらんも、選挙干渉の衝に当れること、自身の短所を暴露して剥す所なし。彼が一種の風骨を備へ、多少官僚離れしたる所、偶々干渉に失敗するに与かる。地方官を督励するとて、之をして何の態度に於て

すべきやを了解せしむるに至らず。如何なる手段を以ても味方を選出すべしとし、其結果を考ふることなし。抜劍して威嚇するを是認せざれど、之を是認するかに聞こゆることあり。「斬つてしまへ」とか「叩き斬れ」とか云ふは、選挙に落すべきを意味するも、頭の鈍き者に誤解され易し。品川の官僚離れたる所、寧ろ浮世離れたる所は、場合に依つて妙趣を發揮すべく、選挙場裡に官僚的の地方官を指導するに長ぜず

〔地方官の訓令〕

「斬つてしまへ」「叩き斬れ」とは物騒な言葉である。また、それを誤解したわけでもなかろうが、選挙では、実際に「叩き斬る」者があらわれ、凄惨な事態を現出するのである。

品川内相の選挙干渉の訓示を受けて出したと思われる地方官の部下に対する訓令は、干渉の具体的方法を指示していた。後に取り上げるが、総選挙後の第三回議会で選挙干渉を非難した立川雲平の演説(明治二十五年五月十二日)中に引用されたもののうち、民党的有力候補者のいた選挙区に宛てた訓令を次に掲げる。

○高知県の県庁職員に対する訓令

県庁はあくまで強硬主義をとり、一方の民党的輩に譲らざる決心なり。いやしくもこの方針に異存ある者はこの際辞職すべし。

○岡山県警察部長が巡査に与えた内訓

議員中において民党的なるものは、その説、詭怪、その言、粗暴にして、ほとんど国民の福利を増進することを妨ぐるものなれば、諸子は直接に人民に接して、政党に關係なき者を選ぶことを諭すべし。

○佐賀県警察署長の巡査に与えた書面

地租軽減の事項を口実として、陰然秘密の会合をなすの観あり。松田もしくは武富は該席において懇諭するの計画にはあらざるか。かくのことく秘密会を開かしむるときは、これまで警察官が尽力もついに水泡に属する義につき、豪も仮借す

るところなく、法律の範囲内において厳然たる処置を執行し、彼らをして運動の余地ながらしむるよういたしたき見込みにつき、各位その旨を領し、この際十分緻密の観察をなし、たとい隠蔽の会合といえども、あらかじめその計画の始末を探知し得たる分飛報せらるべし。

〔ワキテン引用者〕

選挙干渉は、全国規模で展開されたが、地方により、その程度は異なる。自由党の発祥地である高知、大隈の出身地である佐賀、石川、富山、福岡、熊本などの県では、地方官が政府の意向に従つたためであろうか、独自に行つたものであろうか、ともかく干渉に起因する混乱は特にひどかつた。

秋田県など政府の意向を無視したところもあつた。

秋田県知事鈴木大亮は、明治二十五年一月九日付で各郡長に宛てた訓示の中で、「そもそも衆議院議員は国民の意思を代表する者につき、したがつて、これが選挙人たる任意の投票をなすにあらざれば、眞誠の民意を代表することあたわざるは言をまたざるなり。各位においてもよく内外に注意し、選挙人をして独立不羈の位置に立たしむることを勉めらるべし」と述べている。

〔干渉に用いられた手段〕

次に干渉に用いられた手段の主なものを挙げる。

1 前議員の排除

民党政議員は、勅勅を被つた者として排斥された。三重県第五区から立候補した尾崎行雄の「豊堂自伝」によれば、品川内相は「議会の解散は陛下の譴責であるから、旧議員の再選は陛下の思召しに背く」旨の指令をひそかに

地方長官に発した。また、同書の中では次のように記されている。

私が選挙区に帰ると、尾崎は解散により勅勸を受けたのだからといふわけで、勅勸議員のあだ名をつけられた。紀州などでは、あんな謀叛人を入れることは相ならぬといって、宿屋に泊めてくれないし、演説会場も貸してくれなかつた。ようやく演説会を開くと、政府側の暴客が抜刀で会場におどり込み、警官はかねて申し合わせてあるものと見えて、取り締まり不可能と称して解散を命じた。

佐賀県第一区で落選した松田正久の場合は、松田が、前第二回議会のときの予算委員長であつて、予算に削減を加えて政府を悩ました大物であつたために、干渉は迫害に近かつた。落選後も身の危険に悩まされ、松田は「髪を剃り落として紺の法衣を着、妻と旅商人の夫婦の道中と見せて辛くも脱出した」と伝えられている。

2 投票日前日の候補者の告発とその情報の流布

長野県第六区の中村彌六は、明治二十五年一月二十九日に演説したときの内容が官吏侮辱罪に当たるとして、投票日の前日、二月十四日に警察官から告発され、吏党派の運動員がこれを選挙人の間にふれ歩いた。中村は次のように書き残している（明治二十五年三月十二日、中村彌六より杉浦重剛宛書簡、『大日本憲政史』第三巻）。

（告発されたのは）小生が一月二十九日諏訪郡某所において、今の内閣は既に腐敗したれば、今の大臣は皆ボーフラ虫なりと述べたりといふにあり。その演説には警部も臨監しおり、注意も与えず、中止せず、無事に閉会したる後、二月十四日、しかも最も勝敗の決する投票の前日に突然現れ出でたる一事なり。もしかくのごとく現行犯を差し押さえず、後日、巡査の筆記ぐらいを証とし告発して有罪となすをし得ば、政府はまことに容易に御味方党をつくるを得べし

3 投票の買収

第一回の総選挙では、一般には買収はなかつたとされている（実際にはあつた）が、第二回のこのときの総選挙で

は、吏党候補者のうちには政府から金をもらつて投票の買収をしたものがある。これはその後の買収の弊風に道を開いた。前述の中村彌六は次のように書き残している。

金を散ずること^{トドカイ}ごとく、ちょうど投票までに一万五、六千円の費用なりといふ。投票の前夜は一票五十円に上がりたるあり。通常一票五円ないし十円の相場なりといふ。小生御承知の身ゆえ、三寸の舌をもつて無上の兵器戦具とし、三旬の競争にほとんど四十回近くの演説を試み、対陣候ところ、我が選挙区の人心いまだ腐敗せず……勝ちを制し申し候

4 投票妨害

投票の当日、民党派の選挙人が投票所に行くのを妨害する行為については、警察は取り締まらず、あるいはこれを援助し、甚だしいのは警察官が事実上、棄権を強制したことがある。民党の拠点であつた佐賀県では干渉は極めて激しかつた。ここでは巡回だけでは手不足であるとして、無頼漢に日本刀を持たせ、民党派の選挙人が投票所に行くのを阻んだ。政府側から特に狙われた武富時敏の書いた自伝には次の記述がある。

巡回では手不足というので、所在の無頼の悪漢を狩り集めて、これに刀を給与し、隊をなして巡回が一人か二人これを指揮して、白昼公然拔刀をふりかざし、中には小銃を携えたる者あり。至るところの民党に働く。余りのことには淳僕な百姓も憤怒して各所に争闘は起つ。即死七人、負傷八十余人を出したりといふ騒ぎ。いよいよ二月十五日の投票の日には、巡回の指揮せる悪漢隊は民党の選挙人を途中に要撃して投票所に赴くを得ざらしめ、投票所の入口には張り番していく、民党候補に投票しそうな選挙人には武器を振り回して追い散らす。かくして急造の吏党議員ができて、我々は落選と決まつたのである。

佐賀県第一区

坂本規貞 二、九九四（当選） 武富時敏 一、五二三

牛島秀一郎 二、九八三（当選） 松田正久 一、五〇九

競争の激しかった高知県の選挙状況について、二月十八日付の東京日日新聞に載つた十六日高知発の次の電報は投票函をめぐる攻防の実態を示している。

○護衛の壯士五千余人 自由派の壯士投票函を土佐郡役所に護送す その数五千余人

○投票函の安着 佐川外各村の投票函佐藤大尉及憲兵十四名の保護により無事到着す

○一函力士百名 一函の投票函を回送するに力士腕力家およそ百名ばかり棍棒を携えてその周囲を擁護す

この高知県第二区では、選挙の際に大混乱したため、投票函が紛失し、十日後の二月二十六日に選挙のやり直しをした。その結果は、

八四四票（当選） 安岡雄吉（吏党）

八三四票（当選） 片岡直温（吏党）

七七九票（次点） 片岡健吉（民党）

七七三票（落選） 林 有造（民党）

となつて、自由党所属の前議員が二名とも落選したことになつた。吏党の二名は政府の推薦で初めて立候補した人たちである。落選者とされた二名は、落選者の得票を故意に当選者に移して算出したことを理由にして、みずから原告となり、相手を被告として、当選無効の訴えを大阪控訴院に提起した。同院では、証拠不十分で、原告敗訴したが、大審院では、原判決を破棄して名古屋控訴院に差し戻し、同院では、二十六年四月六日、原告の勝訴とし、

上告された大審院も勝訴とした。その結果、安岡雄吉及び片岡直温は失格となり、民党の片岡健吉及び林有造はそれぞれ当選と決定された。そのときの当該選挙管理責任者である中摩速衛は、投票函紛失事件で懲戒免職処分を受けた。

中摩は、後に、橋詰延寿編著「高知県史」に当時の思い出を次のように書き残している。

私が高岡郡長時代に衆議院議員の総選挙があり、内務大臣の命令で、政府党たる国民党の候補を当選せしむべく、勧誘に、干渉に全力を尽くせとの内命があり、私は知事から沢山の金を渡された。それで私はその金をばらまいて投票の買収に取りかかり、郡書記はもちろん、警察当局と協力してドシドシ金を使つた。ところが、匹夫婦女子に至るまで一人として金を受け取るものがないのみならず、金だと言えばかえつて激昂して反対の熱が高まるので、全く手のつけようがなかつた。そこでやむを得ず腕力に訴え、警官等をして乱暴を働くかせ、至るところに怪我人をつくつた。しかし土佐人はなかなか屈伏しない。いよいよ反対の気勢が強くなり、ついに政府党の敗北となつた。

高知県とともに干渉の激しかつた佐賀県第三区では、投票の中止騒ぎがあり、二十六日、改めて投票が行われた。政府はこの地域に保安条例に基づく集会の制限と銃器刀剣携帯禁止を施行して警戒に当たつた。

5 警察官による威嚇

警察署長は、警察の取り締まりを受ける質屋、料理店、貸座敷等の業を営む者のうち、有権者を呼んで吏党候補者に投票するよう依頼し、応じなければ営業ができるようにすると脅迫した。

6 巡査の戸別訪問

巡査が平服で戸別訪問した地区がある。同じく「高知県史」には次の記載がある。

巡査など平服で有権者を戸別訪問し、官職氏名を告げ、「陛下に忠勤を励む意志ありや否や」とまず問い合わせ、次に「その志

ある限り陛下の解散せし民選議員を選舉するは不忠であり、殊に再選するごときは不敬の甚だしきものである」とて、これに抗弁すれば、すぐ暴漢が闖入し来たり、警官の命令だと称し、殴打狼藉半殺しの目にあわされた。しかも警官は却つて被害者を留置し、下手人を釈放するのが常例となっていたから、心ある者は眉をひそめて無警察状態を嘆息した。

7 警察及び吏党運動員による暴行脅迫

「富山県史」には次の記載がある。

事実上の選舉干渉の総指揮官は警察部長鈴木定直であつて、森山知事は顧問として控えていた。各選舉区ごとに、一名の支部長格の者を置き、本部より干渉の方法をこれに伝えて部下の郡吏巡査に布令し、警察官と吏党側の壮士と互いに気脈を通じ、民選有志の持つてゐるステッキは見つかり次第これを取り上げた。これに反し吏党壮士は白昼公然と白刃を振り上げて大道を横断してもこれを咎めることなく、見ても見ざることなく装うていた。特に選舉当日のごときは、民選有志が吏党の暴行者をとらえて警察官に引き渡すも、警察署の後方より逸脱せしめ、再び暴行を働くを勧かしめた。……民選側の選舉人の多き投票所はこれを吏党の都合よき箇所に変更せしめ、さらに当日は民選人に棄権せしめるごとに努めた。すなわち民選側の投票者と見れば、これに説いて曰く、今日吏党の暴行は甚だしいが、少數の警察官にては保護することができがたい状態であるから、強いて投票所に至らば、あるいは凶行に逢うやら計りがたい。危うきに近寄らぬようとて暗に棄権を勧め、これを肯ぜざるときは、サーベルに手をかけて脅迫威嚇した。

干渉のすさまじさを物語るのは、選舉に際して、全国で死者二五人、負傷者三八八人という数字である。これは極めて内輪な公式の数字と考えられる。

府県名	死亡（人）	負傷（人）
群馬	○	一
千葉	四〇	

栃木	奈良	福島	石川	大分	香川	高知	福岡	大阪	兵庫	佐賀	熊本	和歌山	宮崎	鹿児島	合計
一〇〇〇〇	二〇〇〇三	一〇〇〇二〇〇〇	一	六六六	六五六	九二九	三九二	九六	一	二	三四八	三四八	二四三	三八八	一五〇〇〇

8 法による予防措置

当時の新聞条例によれば、内務大臣は、治安を妨害しましたは風俗を攪乱すると認めた新聞紙に対して発行停止することができたので、これが選挙干渉に利用された。投票日までの間に発行停止になつた新聞の数は、島田三郎の議会における演説によると、三十八紙であつた。

予戒令は、騒ぎを事前に鎮圧するための勅令で、明治二十五年一月二十八日、政府が選挙運動取り締まりのために勅令（六七）で制定したものである。政府は予戒令によつて、一定の生業を持たず平常粗暴の言論行為を事とする者とか、人の自由や集会を妨害しようとする者に対し、適法な生業に就くことを命ずるとか、集会への立ち入り、妨害を禁止することができた。選挙戦中に実際に予戒令を実施した府県は、佐々木隆「藩閥政府と立憲政治」によれば、府県の半数に満たなかつた。

保安条例（明治二十年十二月二十八日制定）は、騒動が起こり、警察では取り締まりができなくなつたとされた高知県と佐賀県の二県にだけ適用された。政府は、保安条例に基づいて、憲兵の派遣、新聞の事前検閲、銃器刀剣類の携帯所持の禁止を行つた。

〔選挙結果〕

選挙の結果、松方首相らの期待に反して、吏党が衆議院において過半数を確保できなかつたが、吏党と民党委員会との勢力の差が縮まつた点において、選挙干渉の効果はかなりあつたものと推測される。総選挙後の第三回議会開会のときの政党の勢力は次のとおりであつた。

吏党	合計	民党委員会	合計
中央交渉部	九五人	弥生俱楽部（自由党）	九五人
無所属	四二人	議員集会所（改進党）	三七人
		独立俱楽部	三一人

選挙は、全国にわたつて干渉とそれに対する反抗、さらには騒擾まで引き起こし、しかも死傷者まで多数出した

ため、選挙後、当然のことながら、責任問題が生じた。責任追及の声は、まず、閣内では後藤、陸奥の両相から、元老では伊藤枢府議長から出たし、松方内閣に対する世論の糾弾も厳しかった。これに對して、樺山、高島両相は反対したが、天皇の信任厚い伊藤まで干渉にかかわった関係者を罷免することを主張するに及び、民党が多数を占めた第三回議会の開会を目前にして責任問題に煩かむりしたままで済ますわけにもいかないと政府の意向に沿つて、結局、品川内相は引責辞職するに至つた。次いで干渉に反対して陸奥農商務相も辞職した。

〔議会の対応〕

第三回議会は、明治二十五年五月二日に召集された。この議会は、前半では、選挙干渉の責任問題を中心にして、政府と民党が激しく対立した。選挙干渉問題は、貴衆両院で取り上げられた。

貴族院においては、五月十一日、山川浩から、選挙干渉ニ関スル建議案が提出された。

衆議院議員ノ選挙ハ官吏ノ職權ヲ以テ之ニ干渉スヘカラサルハ素ヨリ論ヲ待タス故ニ政府ニ於テハ決シテ干渉ノ命令訓諭アルヘキノ理ナシ然ルニ本年二月衆議院議員總選挙ヲ行フニ際シ官吏ノ其競争ニ干渉シ之カ為メ人民ノ反動ヲ激成シ遂ニ流血ノ慘状ヲ呈スルニ至レリ此事タル衆目ノ視ル所衆口ノ訴フル所ニシテ今ヤ地方到ル処官吏ノ選挙ニ干渉シタルヲ忿怒シ官吏ヲ敵視スルノ状アリ今ニ於テ政府ハ宜シク速カニ之ニ処シ其公正ヲ衆庶ニ示ササルヘカラス若シ之ヲ忽カセニスルトキハ實ニ國家ノ安寧ヲ害シ其極ヤ復タ救済スヘカラサルノ大不幸ヲ招クニ至ラン因テ本院ハ政府ニ於テ深ク此事ヲ省慮シ之ヲ現在ニ処理シテ之ヲ将来ニ遏止センコトヲ希望シ茲ニ之ヲ建議ス

本建議案は、五月十一日に貴族院本会議に上程された。提案者山川は、政府をいたずらに攻撃しようとするものでもないし、政府として干渉の訓令を出したわけでもなかろうが、選挙干渉の事実は歴然たるものがあり、政府は世論に聽從して反省の誠意を示し、善後策を講ぜよとの趣旨説明を行つた。

岡内重俊は、立憲政体を実施して選挙を争う以上、競争を免れず、官吏であつても選挙法罰則や刑法の適用があり、仮に非違があればそれによつて処断さるべき、貴族院の院議をもつて、衆議院議員選挙の競争に入ることは、両院制という議院設立法の学理に徴してもとらざるところであると反論した。

これに対して、原忠順は、選挙干渉の弊は国家の治道大本に容易ならぬ関係があると反駁した上、警察の取り締まりも故意に放任され、人民相互の反目敵視、官民離反は甚だしく、公正至当の処置による官民の協和こそ急務中の最急務であると述べた。

次いで、記名採決の結果、建議案は、八八対六八で可決された。良識の勝利と言おうか。

衆議院では、貴族院における選挙干渉官吏処分の建議成立と呼応して、翌五月十二日、選挙干渉ニ関スル上奏案が、自由党の河野広中によつて提出された。

河野は、趣旨説明において、選挙が流血の惨事を呈したことを遺憾とし、全国各地の干渉の事実を挙げ、内閣の責任を追及した。紙上、「声涙ともに下る」と言われた演説であつた。改進党の島田三郎は、「内閣の失敗を正すことは帝国議会のなすべきことである。しかば、恐れ多くも内閣大臣よりも一層高き陛下に申し上げるのが相当である」と賛成演説を行つた。松方首相は、干渉の事実はない、「無政府」と攻撃する上奏案は黙過できないと反論した。上奏案は一四三対一四六で否決された。

建議案が否決された後を受けて、五月十四日、民党は作戦を変え、無所属中村彌六らから、同趣旨の内閣弾劾決議案を提出した。

本年二月衆議院議員選挙ニ際シ官吏カ其職權ヲ濫用シテ選挙権ヲ侵犯シタルハ其証跡明確ニシテ全国人民ノ具瞻スル所区々ノ弁疏ヲ以テ之ヲ蔽フヘキニ非ス本院ハ認メテ以テ事實ト為ス内閣大臣ハ宜シク反省シテ其責ニ任シ自ラ疏決スル所ナカルヘカラス否ラサレハ立憲制度ノ大綱ヲ失墜セン茲ニ之ヲ決議ス

提案者の趣旨は、選挙干渉に関する上奏案は否決されたが、上間に達することを遠慮しただけで、選挙干渉の事実が否定されたわけではなく、衆議院はその事実を認め、その事実を現出した責任者は内閣大臣であると認めるよう決議されたいというものであった。

これに対して、武市安哉（自由党）及び鳩山和夫（改進党）が、前者は高知県における選挙干渉の実情を、後者は東京神田区における実情を、それぞれ具体的な実例を挙げて賛成し、中央交渉部の千葉胤昌は、上奏案審議の際、島田三郎が挙げた宮城県第五区の事例の根拠のないことを挙げ、無所属の片岡直温（後に選挙法違反で失格する）は武市の挙げた高知県の事例を、明治六年立志社創設以来の地方政情と国民派・自由派の抗争が殺傷事件に発展した経過に則して反論し、選挙干渉の証拠とするに足りないと述べて反対した。

松方首相は、特に発言を求めて、ここに議せられる決議案は、上奏案審議に際して明言したように、根拠のないものであり、事実の判断はそれぞれの官庁や司法部に待つほかなく、たとえ決議案が可決されようと、かような不明確な事実だけで我が帝国政府の国務大臣は軽々に進退するものないと強弁した。

採決の結果、決議案は、一五四対一一一で可決された。

松方首相は、議会停会の天皇大権を利用して危機を回避し、予算を修正されながらも成立させ、第三回議会を辛くも乗り切ったが、閉会後一ヶ月して総辞職した。白根専一次官も辞職した。松方のあとを次いだ伊藤内閣は、地

方長官の異動を行つて人心を一新した。

衆議院書記官長を務めた（第十一回議会～第三十六回議会）林田龜太郎は「日本政党史」上巻の中で第二回総選挙における選挙干渉を、その後の政界腐敗の重要な一因であると指摘している。

実際に二十五年の選挙干渉は、我が憲政を腐敗堕落せしめた最大の原因であると断言するに躊躇せぬ。そもそも地方長官はいわゆる牧民官であるから、政争に対しても絶対に関係すべきものではない。しかるに政府がこれに命じて選挙に干渉せしむるに至りて、沙汰の限りである。そもそも警察官はその職務上絶対に公正ならざるべからず。しかるに長官がこれをしてその職務を乱用せしめ、もつて御味方候補者の当選を万一に僥倖せんとするに至りては、綱紀の紊乱これより甚だしきはない。すなわち、政府の与党には犯行あるも、これを不問に付し、反対党は微罪といえども、甚だしきに至りては、何ら犯行なきもこれを羅織するがごとき、また何らかの口実を設けて反対派の参謀を拘束し、もしくはその運動員に一旦尾行を付してその運動を抑圧するがごとき、料亭宿屋ないしは古物商質屋のごときまで、厳重なる監査を行うてこれを威嚇するがごとき、もしくは御味方の運動員を庇護して贈賄を容易ならしむるがごとき、あるいは良民の歯するを屑（イサギヨ）しとせざる博徒を狩り集め、選挙人を脅迫するがごとき、この種の悪事一として行われざるはない。人心を悪化せしめたること、これより甚だしきはない。また莫大なる運動費を御用候補者に与えて選挙の腐敗を招致したるがごとき、實に忌むべき俑は當時の政府がこれをつくつたのである。我が選挙界の悪弊は悉くその端を二十五年に発したりといふも、決して不可ではあるまい。伊藤伯が立腹されたのも無理はない。

〔地方の対応〕

例えば佐賀県では、落選の武富時敏、松田正久らは、知事樺山資雄、警察部長田中坤六の更迭を品川内相の後任内相副島種臣に建白した。その結果はどうかは別として、知事は同年八月二十日非職（休職）となり、田中警察部長はその前日の十九日に三重県に転出した。

また、県内激戦区の警察署長は、同年三月二十五日付で罰俸処分がなされた。

警部鷺崎頼之

子城警察署奉務中、明治二十五年二月十五日、子城町において暴挙の際、猥りに警察署を引き扒いたるは、職務上不都合に付、罰俸一ヶ月十分の一を科す

他の二人も同様の処分を受けている。

ただ、疑問が持たれるのは、三人とも、その後、他課に転出していることである。これは民党の鉢先をかわすための形式的な処分ではなかつたかという疑問が残る。

（注）「明治天皇紀」第七、明治二十四年十二月二十六日の項に次のように記されている。解散の翌日に侍従長徳大寺実則は、伊藤博文枢府議長に「議員再選挙ニ就而者同一ノ議員ヲ再選致候而者幾度モ解散不祥ノ結果ヲ生スヘクヤト深御憂慮被遊、松方大臣ヘモ度々御沙汰相成、各地方官ヘモ注意ノ儀内示有之候得共、将来良民ノ議員ト為ルコトヲ被為望候」と天皇の意思を伝達している。

選挙干渉に関して、政府は、選挙対策費に内閣機密金基金から五十万円を取り崩し、また、大臣はその「私借」に対して、天皇から御手許金十万円が下付されたという（佐々木隆「明治天皇と立憲政治」前掲）。

なお、佐々木隆「干渉選挙再考」（「日本歴史」三九五号）では、九鬼隆一が松方首相の委託を受けて政府系候補者を支援活動したとの具体的な事例が詳細に紹介されている。

新藤東洋男「明治二五年の選挙干渉事件と学校騒動」（「日本歴史」一九六号）では、福岡県の選挙干渉による学校騒動の事例が詳細に紹介されている。

徳富猪一郎「吏党と戦つた命懸けの選挙遊説」（東京朝日新聞政治部編「その頃を語る」所収）には、民党からただ一人当選した山田武甫について熊本県下を遊説したときの徳富の体験談が語られている。

朝日新聞社「歴史の読み方」第七巻には、坂野潤治氏の選挙干渉天皇閥与説が掲載されている。

伊藤勲「選挙干渉小史」（『上智法学論集』第一八巻第三号）には、第二回総選挙の際の選挙干渉に関する詳細な「研究ノート」が掲載されている。

白根専一 一八五〇（嘉永二）年生まれ。明治初年に上京して福沢諭吉の塾に入る。七二（明治五）年、司法省十等出仕、以後、内務官僚として要職を歴任、八八（明治二二）年、愛媛県知事、翌年、愛知県知事、九〇（明治二三）年、内務次官、品川内相を助けて選挙干渉を行い、世論の批判を受けて辞任。のち、第二次伊藤内閣及び第二次松方内閣の通相、九七（明治三〇）年、男爵、貴族院議員。

二 第十一回総選挙（大正四年）

〔解散〕

シーメンス事件で総辞職した山本内閣の後を受けて、大正三年四月、大隈重信内閣が誕生した。大隈内閣は、同志会に支持された少数党内閣であつたため、野党多数の政友会を相手にして議会運営に難儀し、第三十五回議会で二個師団増師案が否決されると、チャンスとばかり衆議院を解散、総選挙に打つて出た。この大正四年三月二十五日の第十二回総選挙において、大隈内閣は大勝利を博し、結党以来、常に第一党を誇った政友会を少数党に蹴落とした。政友会は、前年の議会開会当時に比べて、ほぼ半減、また解散時に比べても七十余名の減少となつた。この大隈内閣の大勝利のかげに内務大臣大浦兼武の指導による選挙干渉があつた。品川内相の干渉を男性的流血干渉と名づければ、大浦内相の干渉は女性的無血干渉と称することもできよう。

大隈首相は、組閣に際して、遠からず行わなければならない解散に備え、大浦を内相に就任させたかつたが、与党の中で絶対反対を唱える実力者の大石正巳に配慮して、内相を首相兼務とし、大浦をとりあえず農商務相として入閣させた。解散・総選挙を前に、大隈首相は大浦を専任の内相に任命して選挙総指令官とし、安達謙蔵（衆議院議員）を参謀長として、党略のために国家の急を要する増師案を否決するようなことを絶対許すまじとの異常な決心をして選挙に臨んだ。

〔内相の訓示〕

大浦内相は、警察部長会議で次のような訓示をした（一月二十七日時事新報）。

警官の本領 責任を重んじ職務に殉ずるは警察官の本領なり。日夜至誠奉公の念を以つて事に膺り、身命を捧げてその職責を尽すの覚悟あるを要す。規律の厳肅は警察官の生命なり。居常身を持つこと厳正、よく服務規則の命ずる所を恪守し、いやしくも礼節を蔑如し、綱紀を紊るがごときの所為あるべからず。近時一般の風潮ようやく惰弱、放肆に流れ、警察官もまたややもすればこの弊に陥るを免れざらんとす。宜しく上下相戒め、清廉堅実の志操を把持し、剛健真摯の精神を發揮せんことを努めべし。

対選挙注意 さきに衆議院の解散せられたる結果、その議員の総選挙近くまさに行われんとす。これが取締りの方針に関しては、地方長官会同の際、既に訓示する所ありしといえども、なおここに諸君を会同し、主管の有司と共に細目にわたりて協議、討究を煩わさんとするに当り、更に二、三の要点を反覆して、諸君の注意を促さんとす。近時、我が邦選挙界の弊害は年とともに甚だしきを加え、憲政の本義に遠ざかることいよいよ大ならんとす。これ畢竟よく選挙本来の精神を諒解せざるによるといえども、そもそもまた從来取締りの施行その宜しきを得ず、法律、規則の作用を發揮せしむること充分ならざりしに帰すべきもの渺なしとせず。故に今回の総選挙に當り、直接取締りの衝に當る警察官は、深くその責任の重きを顧み、至公至誠の念を以つて事に膺り、眼中、政党政派の別なく、厳正公平に取締りを執行し、以つて選挙界の

弊風を廓清せんことを期すべし。

違反行為予防 違反行為を未然に防止するがため、選挙運動者並びに選挙関係者に對して、あらかじめ警告を与え、また選挙人に対しても違反行為の何たるかを懇篤諭示し、その他地方の状況に従い、適切周到の手段を講ずるは、諸君の力に待つこと多し。殊に今回の総選挙はその時期あたかも旧正月に該当するを以つて、名を歳末、年始の礼に藉り、不正の贈遺饗応等をなす者あるべく、また選挙人が漫然これを受けて、刑辟^{ヘキ}に触れる等のことを頻出するの虞れなしとせず。宣しく一般の注意を促し、惩（アヤマ）りなからんことを要す。

運動者を警戒せよ 選挙に當り、弊害を流布すること最も甚だしきものは選挙運動者、殊に選挙運動を以つて職業とするものなり。これに對しては、あらかじめ相当警戒の手段を尽し、いやしくも違反行為あるを認めたるときは、嚴然たる措置を執り、毫も仮借することなかるべし。

およそ選挙に関する違反行為に對しては、最も敏速にこれが措置をなし、やむを得ざる場合の外、努めて投票の自由を妨げざることに注意すべし。

選挙の際においては、人心の興奮甚だしく、その取締りの任に當る警察官吏の行動は、ややもすれば誤解を惹起するの虞れあるが故に、深く言動を慎み、かりそめにも世人をしてその公明正大を疑わしめるがごときことなきを期すべし。

この内相の訓示に基づいて、内務省は九カ条からなる「選挙の心得」を有権者に配布した（一月一日時事新報）。

- (1) 選挙について金銭、財物の贈遺を受くべからざること。
- (2) 公私の地位を得ることに迷わされ、投票及び運動をなすべからざること。
- (3) 選挙につき饗応及び接待を受くるべからざること。
- (4) 投票所の往復に車馬の供給を受け、または茶代、宿料等の給与を受くべからざること。

- (5) 選挙について選挙人は用水、小作料あるいは貸借などの利害関係に誘われざること。
- (6) 選挙人を威嚇、拐帶、騙詐し、その便宜を妨害すべからざること。
- (7) 候補者の当選を妨害する目的にて、虚偽の事柄を流布せざること。
- (8) 銃器、槍刀等の危険物を携帯すべからざること。
- (9) 群集相会し、示威的運動をなすべからざること。

〔選挙結果〕

選挙は、政府与党（同志会、中正会、大隈伯後援会）の大勝利に終わった。政友会候補者の落選状況は、「選挙場裡の跡を弔へば政友会候補者の死屍累々」と当時の新聞に表現されたほど、惨憺たるものであった。

総選挙の結果（括弧内の数字は解散当日の議員数）

立憲同志会	一五三（九五）人
立憲政友会	一〇八（一八四）人
中正会	三三（三六）人
立憲国民党	二七（三三）人
大隈伯後援会	一二（一〇）人
無所属	四八（三三）人

中村尚美氏の指摘によれば、「新戦術は選挙運動の組織化を促し、集票効果をあげたことは事実であるが、その反面、かつて見られなかつたような買収と選挙干渉など、権力を利用したさまざま不正不義のばつこ現象を生み出すこととなつた。この選挙で立憲同志会が大勝した裏には、こうした暗い影が存在した」（「日本内閣史録」²）。確かに大隈内閣大勝利の表の原因は新戦術であり、裏の原因是選挙干渉であった。大隈内閣の勝因については、当時、

野党であつた政友会総裁・原敬の日記の大正四年三月二十八日の箇所に具体的な記載がある。野党側の見方であるので、割り引きしなければならないにしても、選挙干渉の実態をある程度明らかにしていると言える。

〔選挙の勝因〕

次に選挙の勝因を見てみる。

1 新型の地方遊説

大隈首相初め、各大臣は各地へ遊説活動を行つた。従来、内閣総理大臣が選挙の遊説に出かけることはなかつた。大隈が早稲田大学の創設者であることから、早稲田大学の教職員、学生、校友を中心とした大隈のファンが大隈後援会を組織し、大隈が全国遊説するのを応援して氣勢を上げた。大隈の車窓演説、蓄音機によるレコード演説は、従来にない選挙運動であり、イギリスのグラッドストーンのミッドロージャン・キャンペーンに匹敵すると言われる。その様子は、大正四年三月十七日の大阪毎日新聞の記事にいきいきと描かれている。

大隈首相は市島後援会長、箕浦同志会総務、大隈、山崎秘書官以下書記、速記者等多数の郎党率いて、十六日午前八時東京駅発車、老軀を提げて関西遊説の途に就きたり。列車は鉄道院の特別仕立てにかかる一台最後部にあり。林田、江木両翰長、安河内警保局長等数十名の見送りを受け、東海道五十三次で停車時間を利用し、未だ日本に類のない車窓演説に持ち前の長広舌を振るわんとの意氣却々盛んなり。派出しは平沼駅で、プラットフォームには後援会公認候補者平沼亮三以下百余名立ち並び、列車着するとともに万歳の声起ころ。首相は車窓から半身を乗り出し、まず莞爾として群衆に一礼し、諸クーンと口を切り、「横浜の膨張、平沼の發展、この気運旺盛なるのとき、諸君は平沼君のごとき新進氣鋭の士を選ばざるべからず」と一気に吹き飛ばして群衆を煙に捲く。平沼君は伯を見上げてサモ嬉しそうに手を伸ばして握手をなす。

2 候補者に対する党公認の推薦状の発行と公認料の授与

従来、内閣総理大臣は選挙運動をやらない慣習であり、総理大臣が選挙人に対して候補者推薦状を出したことはなかつたが、大隈内閣では、各大臣が連署して（陸海軍内務の三大臣を除く）選挙人宛てに候補者推薦状を送つた。総理大臣から何何殿と名ざした依頼状を受け取つた選挙人は、大いにこれを光榮に感じたということである。

推薦状とは次のようなものである。

来るべき総選挙は国民の公明正大なる裁断を待つて憲政進展の道を講ずるより外之れなく、若し徒らに政権争奪のみに焦慮して国家を眼中に置かざるの徒を擧るの事あらんか、マコト洵に國家前途の為め不幸是より甚しきもの無かるべしと確信致候。○○○○君は其人物閱歴に於て最も適任の人と信じ候に付、今回吾同志は相計りて同君を候補者に推薦する事と相成候間、何卒貴下の御尽力に依り同君當選の好結果を収候様御斡旋の程切望此事に御座候。

今日の言葉で言う候補者への公認料を支給したのは大隈内閣が初めてであるとされる。「立憲政友会史」（第四巻）は、このことについて次のように記している。

政府は頻りに資産家を勧誘して候補に立たしめたると同時に、一方に於いて多数の候補者に対し巨額の運動費を供して之が必勝を帰せしめたり。此の財源は甚だ奇怪なる手段に依り奇怪なる方面より獲たるものなりと噂せられ、而して之を候補者に供給するに方りてや与党の選挙本部（又は其領袖）の手を経るを常とし、甚しきは政府役人の手を経て之を交付せしもあり、其額は候補者の資力人物及選挙区の情勢等に依りて差異ありしならんと雖も、蓋し一人に付少なくも五千円を下らざりしものの如し。与党の候補者中に平生の資力甚だ貧しき者も少なからざるに、此等の候補者が意外にも多額の運動費を撒布して猛然選挙界を闊歩し概ね其當選の望みを達したるは實に之に由る。而して選挙の両三日前に至り与党の各候補者が恰も申合せたる如く全国殆ど時を同うして俄に活氣を添へ盛んに買収運動を敢てせしは即ち前記運動費の残部若くは追加分が到着したるに由るものと知られたり

伯爵大隈重信

3 買収

買収に関して、「原敬日記」には、「選挙間際に至りて政府よりその与党に送りたるは通例一人五千円にて、地方によりては更に多額を送りたるもののごとし。又投票も買収したるは三円ない五円を通例となし、前橋、金沢のときは数十円に上りたりと聞く。選挙の前々日または前日にて俄然一変したるは、政府もこの実況に驚き俄に金を送りて大買収をなさしめたるもののごとし。その金は巨額に達しおるならん。世間には百六十万円を費やしたり、岩崎、三井、大倉、安田等より出金せしめたりとの風説あり。真偽もとより判然せざるも巨額を要したるは疑いなし」と記されている。

明治二十五年の総選挙は暴力による大干渉が目立ち、投票買収はわりあい少なかつたが、今回の選挙では、検挙された買収犯罪総人員（不起訴人員も含む）は一万十二人の多数に上った。買収の態様は、組織的系統的で府県会議員、郡会議員等が幹部運動者となり、その下に町村長、町村委会員等が各町村内の有権者を買収する任に当たるという形をとつた。投票買収がこれら名譽職にある者によつて組織的になされたことは、このときの買収の特色である。司法省刑事局の調査によれば、一候補の運動報酬としての買収費は、大体において、検挙されて発覚した分で一万円ないし二万円であった。

一般的には、運動費は三千円以下では当選覚束かなく、富裕な者は一万円ないし二万円使つたとされる。ちなみに、当時の議員歳費（年額）は二千円である。

買収に関しては、大浦内相自身も事件に巻き込まれ、内相就任わずか七カ月で引責辞任し、政界から身を引いた。総選挙に際して、白川友一は政友会を脱党して無所属で高松から立候補した。これに対して、対立候補者として加

治寿衛吉が名乗りを上げた。加治は大浦の子分である。大浦は、白川の当選を確実にするため、加治に因果をふくめて立候補をとりやめさせた。その礼として、大浦は白川から一万円の謝金を受け取った。これが政友会総務の村野常右衛門の知るところとなり、村野は大浦を選挙違反で告訴した。その審理の過程で大浦の議員買収事件が露顕した。前議会において、大隈内閣はぜがひでも増師案を通そうとして、大浦が白川はじめ数人の議員を買収したのである。

時の司法大臣は尾崎行雄である。尾崎はこれをもみ消そとはせず、断固、大浦の逮捕に踏み切つた。警視総監の伊沢多喜男は「原敬だつて買収をやつている。私は現にその確實な証拠を持つてゐるのだが、そんなことのため、大政治家をほうむつては悪いと思って、にぎりつぶしてゐる。大臣を、それも同じ内閣の同僚を縛つきにするといふ法はない」と言つて訴えると、尾崎司法大臣は開き直つて言つた。「悪いことをした者をふんじまるのは、法の厳正を保つゆえんである。情実で法を曲げるのはよくない。原が買収をやつてゐるなら、証拠を出してもらいたい。原もふんじまつてしまふ」と。

大浦は、世間の批判と政府の冷たい態度に観念し、謹慎の意をあらわす意味で、家督を嗣子に譲り、一切の公職を辞して政界から引退することを決心した。これと引きかえ、司法機関は大浦を起訴猶予処分にし、これ以上大浦の法的責任を追及しないこととした。

4 取り締まりの不公平

内相が訓示で言つた「選挙取締の公平」は単に名のみで、取り締まりには与野党の間で公平を欠いた。「反対党に対する苛察到ざるなく、選挙事務所には二、三の角袖巡査を詰らせおき、運動者には一々尾行を付しその運動

を束縛しながら、政府与党には全くこれを放任して自由を許した」（「原敬日記」）。

5 「当選予想報告」の復活

「余の在職中に廃止した当選予想報告を再興して内務省に出さしめ、地方庁の調製した各候補者の得票見込みを政府与党に漏らして便宜を図り、その情報に基づいて政府に反対する者の買収を図った」（「原敬日記」）。

6 有権者に対する威嚇的な勧誘

「巡査をして戸別にその誰某を投票するやを問わしめ、政府反対党に投票せんとする者には後難あるがごとき威嚇を与えたるのみならず、甚だしきは駐在巡査をして誰某を投票せよ、あるいは誰某を投票するなけれと告げしめた上に、地方によつては政府与党の投票買収を巡査をして帮助せしめたところもあつたという」（「原敬日記」）。

7 選挙違反者起訴の不公平

選挙違反の事実についての司法部への報告が公平を欠いた。警察官はすべて政府与党の便宜を図つて、司法部に報告するものは反対党の行動のみであつた。この事情を知つた検事正がみずから政府与党候補者の調査に乗り出そうとすると、尾行をつけたり妨害されたという。

8 立候補のとりやめ

大浦は、野党候補者に対して警察権による立候補のとりやめ工作を行つたとされる。

「やめなければ、悪いことをあばくぞというんです。警察に力を持つてゐる人は、そんなことは自由自在にできる。その力を利用して自分の策略を遂行する。それは人の慣用手段で、ずいぶんやつるんです。自分の私腹をこやすとうことはしない人です。一般の有力な政治家のように立派な家を建てたり、公債や証券をたくさん持つということはない

人です。けれども、野党の議員がやればおどしつけるのです。」（「平沼騏一郎回顧録」）。

9 地方官の更迭の断行

地方長官が政党の支部長のように選挙の采配を振るうようになつたのは、このときからである。大隈は、組閣に際して、知事四十八人中十一人を免職し、三十五人を転任し、全国にわたつて内務部長、警察部長を更迭した。

これに関連して石川県の投票用紙事件による選挙無効・再選挙の例を紹介しておく。

選挙干渉の激しかった石川県においては、政友会候補者は全滅したが、落選候補者から選挙無効の訴訟が提起された。石川県知事熊谷喜一郎は、政友会をにくみ、同時に大浦内相の恩義を受けていたので、当然のことながら、与党の候補者である横山章を応援した。対立候補者は前議員の中橋徳五郎（後の文相）である。熊谷知事は、誰かに命じて、投票用紙の紙質を薄くして誰が誰に投票したかわかるように細工した。現行の無記名の秘密投票制度は、個人の自由意思尊重を目的として、明治三十三年に導入されたものである。紙質を薄くして文字を透視し得るのであれば、秘密投票でなくなるから、有権者は自由意思の表明を妨げられ、心にもなく他の候補者（横山）に投票せざるを得なくなる。

恐らくこうした選挙干渉のせいであろう、横山が当選し、政友会の中橋は落選した。中橋は、規格外投票用紙の使用を理由に、選挙を無効であるとして名古屋控訴院に訴え、勝訴した。熊谷知事は大審院に上告、大審院は大阪控訴院に差戻し、大阪控訴院でも名古屋控訴院同様に選挙無効の判決を下し、大審院でも上告棄却、中橋主張のとおり、選挙は無効とされた。翌大正五年に再選挙となり、横山は立候補せず、中橋が当選した。

大阪控訴院は、次のような理由で選挙を無効とした。

取寄せたる投票用紙全部を検証し、かつ証人の鑑定を綜合すれば、本件投票用紙は、全部多分のパルプ及び藁を混用し、普通に西の内と称する紙の薄きものよりも尚薄く、仙花四巾と称する紙のうちにも薄手に属し、かつ厚薄不同紙面粗糙、これを五折りしてその一端を切目に差し込むも、容易に被選挙人の氏名を透視し得べき、すこぶる粗悪なる紙にして……本件投票用紙は前掲内務省令第二十九号に規定せる様式に遵わざるものにして、これを用いてなしたる本件石川県の投票は、衆議院議員選挙法第五十八条第一号にいわゆる成規の用紙を用いざるものに該当し、これを無効とさせらるべきだ。

10 利益誘導

政府閣僚は、利益誘導により、選挙人の歓心を買つたと思われる事例が見られた。

- (1) 大隈は、米価調節及び蚕糸業救済を実行するつもりがなかつたにもかかわらず、解散必至と見るや、急遽、米価調節案を作成し、解散後にそのための勅令を發布し、また蚕糸業救済について選挙演説でその断行を言明した。
- (2) 選挙に入ると、四日市、塩釜、青森、船川の四港湾及び東京市外九市の水道補助を責任支出することを発表した。
- (3) 尾崎法相は、与党候補者応援のため、選挙前に長野に出張し、北佐久郡において演説を行つた。その際、元裁判所の復活を願つて佐久ホテルに集まつた町民を前にして、「当地の裁判所を廃止したのは、政友会内閣のときであり、松田正久司法大臣が行つたのである。それが眞に国民多数の意見であつたかどうか疑わしい。諸君の希望を達せんと欲せば、政友会に反対する岡部、風間の両氏に投票せられんことを望む」と述べた。

以上、大浦内相の選挙干渉の手段を野党総裁の「原敬日記」をもとに摘出し、大隈内閣の勝因を求めてみた。政

府側の立場に立つて考えてみると、選挙干渉の効果もあつたろうが、それ以外に、前回の第二回総選挙のときと比べると、旧来型の手段に加えて、新たなものが加わつたと考えることができるのではないか。それは何か。

まず、「財閥の圧力や買収資金を使って反対党である政友会の立候補そのものを妨害し、逆に与党候補者には選挙資金を提供した」との指摘が注目される（川人貞史「日本史大事典」4）。大正四年の選挙といえば、第一次世界大戦勃発直後である。当時、財閥の状況がどうであつたかは一つの問題である。大正二年ころは財閥は窮乏であつたし、窮乏であるから政治と癒着しやすかつたのであろうか。

次に、安田浩氏の指摘が注目される（「日本議会史録」2）。それによれば、政友会は、大隈を批判したが、政策的争点を明確に出しえなかつたために人気が得られなかつた。逆に大隈には個人的人気があつた。大隈の車窓演説、蓄音器演説は大隈人気の産物であつた。

さらに、「官尊民卑の陋習」の産物であるとの同氏の指摘が注目される。それは大隈の推薦状によくあらわれている。

今度の選挙で大臣の推薦状がいかに利きめが多かつたということは、敵味方ともよく了解し得たところと思ふ。さればこそ、政友会でも苦しまぎれに前内務大臣原敬、前文部大臣大岡育造、前大蔵大臣高橋是清等と盛に前大臣の肩書きを振り回しておつたようだ。しかし既に官尊民卑が国民の性なりとすれば、予備後備の大臣の肩書きは到底現役の肩書きには及ばない。これ前文部大臣大岡育造が落選し、現農商務大臣河野広中、現司法大臣尾崎行雄が各選挙区から最高点で出たゆえん。河野、尾崎の二君は前回の選挙ではどうかこうか当選した人々だ」（鈴木正吾「政治評論」所収「第三帝国」）。

さらにまた、原が「原敬日記」の中で、「我が党大敗の最大原因は、政府の選挙干渉にありたれども、これを公言

して政府を責むるは負け惜しみなりといふ今日の人情なれば、余は強いてこれを争わず」としている点が興味を引く。原が「強いて争わず」と言つたのは、選挙干渉の手段が既に反民主主義的な悪でなくなつたとの意識が芽生えていたからではないか。次の寺内内閣の下で行われた総選挙において原の率いる政友会は第一党に返り咲く。

〔選挙干渉に対する衆議院の対応〕

内相不信任案（政友会、国民党、無所属の野党議員提出）

規律を厳にし官紀を肅正するは治安の要道なり。任は輔弼に当るもの、須らく忠直清廉以て心力を傾尽し、範を百僚に示さざるべからず。子爵大浦兼武内務大臣の重職にあり、衆議院議員の総選挙に際して不正の贈遺を收受し、その事ついに訟廷に暴露するに至れり。しかも恬然としてその責を引かず。かくのごとくんば官府の威信何をもつて保たん。衆議院はここに院議をもつて内務大臣子爵大浦兼武の処決を促す。

この不信任案が選挙で勝利した与党多数の数の力で否決されると、野党はすかさず、政府の選挙干渉に対する決議案を提出了た。

政府の選挙干渉に関する決議案

さきに政府の衆議院を解散するや、弄策万端濫に官権を挟みて選挙干渉し、憲政の本義を棄す。しかしてその議会の質問に会するや、徒に詭弁をもつて一時を糊塗せんとす。本院はここに院議をもつて現内閣不信任の意思を表明す。

提出者を代表して、床次竹二郎は次のように提案の趣旨を説明した。

政府は、選挙の公正を保ち、選挙界の廓清を図ることを、現内閣政綱の一つとして発表されたにもかかわらず、しばしば地方官の更迭を行い、今春までにほとんど全国にわたつて更迭を断行し、地方官吏に對して一種の衝動を与えた。これは地方政治の前途に對して憂うべき現象ではないか。政府は、党弊打破を絶叫しながら、かえつて新たな党弊を助長しつつある。選挙干渉の事実は隨所に見られ、殊に政府は不謹慎にも民間有志の宴会懇親会を嚴重に取り締まるが、内閣諸公が

地方出張に際して催す官民懇親会を何ら取り締まらないではないか。政府は、官権をたのんで選挙に干渉し憲政の本義を乱した責任を負わなければならない。

これに対する賛否の発言希望者が相次ぎ、議場混乱の中で決議案は採決の結果、与党多数の力で、これまた否決された。野党は、議場混乱の責任が議長にあるとして、議長不信任案を提出したが、これもまた否決された。

大浦兼武 士族大浦源太夫の長男として一八五〇（嘉永三）年、鹿児島に生まれる。七一（明治四）年、邏卒小頭、七五（明治八）年、警視庁警部補、八八（明治二二）年、内務省警保局次長、九八（明治三二）年、山懸内閣の下で警視総監、一九〇三（明治三六）年、遞相、〇七（明治四〇）年、男爵、〇八（明治四一）年、第二次桂内閣で農商務大臣、一四（大正三）年、農商務大臣、一五（大正四）年、内務大臣、一八（大正七）年没。日露戦争のとき、有楽町の平民社に立てこもつた社会主義者に対する過酷な弾圧により、彼の「探偵政治」は有名になる。彼は、実業界の発展にも貢献する。「大浦兼武自伝」によると、大浦は次のように評されている。「卿は多年地方の政況に精通せるのみならず、今や全国選挙の情勢を詳知する地位にあるを以て、形勢を案ずるに至便なるのみならず、同志会には選挙に熟練せる安達謙蔵氏の如きあり、其の計画の周密なる、幾んど水を漏さざる概ありしや理想に難からず。」

坂野潤治「大正政変」には、「普通第十二回総選挙における与党の圧勝は民衆政治家大隈重信の如何にも民主政治家らしい選挙戦の成功に求めるか、あるいはその権力のすべてを駆使した悪辣な、デマゴーグ的な選挙戦に帰せられる。後者は論外としても、前者も説得的ではない。……与党が大勝した積極的な原因については、本書においてついに明らかにすことができなかつた。」（二〇八頁）とある。

〔本稿は、平成五年度駒沢大学特別研究助成金による研究の一部である。〕